# 令和5年定例会3月会議

## 豊浦町議会会議録

令和5年3月9日(木曜日)

午前10時00分 再開

午後2時32分 散会

### 令和5年定例会3月会議

### 豊浦町議会会議録

令和5年3月9日(木曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程(第3号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 一般質問

散会宣告

◎出席議員(7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山 田 秀 人君 3番 小 川 晃 司君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 村 井 洋 一 君 長 歩 君 副 町 須 田 育 長 正敏君 教 葛 西 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志君 総 務 課 長 淳 君 本 所 地方創生推進室長 久々湊 忍君 地方創生推進室長補佐 竹 島 英 和 君 水產商工観光課長 長谷部 晋 君 総合保健福祉施設事務長 藤原 弘 樹 君 総合保健福祉施設事務次長 阪 下 克 哉 君 国民健康保険病院事務長 高橋美香君

◎事務局出席職員

事 務 局 長 荻 野 貴 史 君 書記(会計年度任用職員) 熊 坂 早智恵 君

#### ◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

これより、引き続き、定例会3月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

#### ◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

#### ◎一般質問

○議長(根津公男君) 日程第1、昨日に引き続き、一般質問に入ります。

なお、一般質問につきましては、一問一答方式となっておりますので、あらかじめご了承願います。また、制限時間については、町長等の答弁時間を除く60分以内となっておりますので、 併せてご承知おき願います。

初めに、石澤清司の発言を許します。

石澤議員は、質問者席に移動願います。

石澤議員。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 議長より許可をいただきましたので、今日は3件わたって一般質問を させていただきたいと思います。

私の質問の後に町長の答弁をいただき、再質問からは所管のそれぞれの課長、室長、事務長 に答弁をいただければと思います。そして、まとめに町長のご答弁をいただければと考えてお ります。

まず、第1点目は、スマホ操作に不慣れな人の対策ということでお伺いをさせていただきた いと思います。

平成22年3月に、従来型携帯電話、ガラケーで使う第3世代、3G回線のサービスが順次終 了することになり、ガラケーからスマホに切り替わる人が増えたものの、スマホの使い方が分 からず困っている高齢者が目立っていると思います。

私もその一人に入るわけでございますけれども、スマホなどに慣れていない高齢者のため、 国は平成21年度に5か年計画のデジタル活用支援推進事業をスタートさせました。スマホの操 作方法などを学ぶ講習会を開いております。

1点目は全国展開型、2点目は地域連携型、3点目は講師派遣型の3種類がございます。いずれも費用は国が負担し、参加者は無料で受講できることになってございます。

デジタル機器を使った行政サービスは、今後さらに広がると見られます。高齢者が安心してスマホを使うためには、苦手意識や不安の解消が急務として、教室を開くことが必要と考えてございます。デジタル庁は、平成22年度、スマホなどに不慣れな人をサポートするためのデジタル推進委員を任命する事業をスタートさせております。スマホ教室を含め、国のデジタル弱者対策があるが、実効性を持たせることが求められているというふうに、私は理解をしております。

本町は、スマホ教室の開催実現、また講習を含めて準備をされているのではないかと思って

ございますけれども、そのことについてお伺いをしたいと思います。

- 〇議長 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 1点目、スマホ操作に不慣れな人の対策についてお答えいたします。 スマホ操作に不慣れな人の対策についてですが、総務省では、ご承知のとおり、デジタル活 用支援推進事業を展開し、デジタル活用に不安のある高齢者等を対象に講習会を開催し、行政 手続等のスマートフォンの利用方法に関する助言、相談等を行っております。

豊浦町においても、スマートフォンに不慣れな高齢者等を対象にした講習会や教室などの開催が必要であると思います。

さきに述べましたデジタル活用支援推進事業では、全国展開型、地域連携型、講師派遣型の 三つのパターンを展開しており、その中でも、地域連携型を北海道が調整する形で展開するも のが豊浦町において最もふさわしいパターンだと考えられます。

北海道が調整する地域連携型は、携帯ショップ等がない市町村を念頭に、講習会を希望する 市町村をグループ分けし、登録済みの携帯事業者等とマッチングした上で派遣してもらう制度 でございます。

令和5年度において、北海道が調整する地域連携型に応募し、講師派遣が決定された場合は、 社会福祉協議会で行っているいきいきサロンや、生涯学習課で行っている高齢者大学などと連 携した上で開催したいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 今の社会は、このスマホを使えて当然という空気が広がりつつあるのではないかと私は見ておるのですけれども、スマホの使い方が分からない人が多いにもかかわらず、デジタル化が急速に進む状況であります。

スマホが生活に不可欠になってきている状況である中で、スマホを苦手に思っている高齢者は数多くいるのではないかなと思っておりますし、気軽に操作を尋ねられる環境にもない。子どもがいる家庭は違うのですけれども、そのような状況でもないということも含めて、国は、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を挙げて、スマホ操作に不慣れな人の対策に乗り出しております。

残念ながら、この23年1月16日のある新聞の報告では、道内130市町村で実施がされていない という新聞報道を受けておりますし、その中に豊浦町も入っていると私も理解しております。

デジタル機器を使った行政サービスは今後さらに広がり、多くの自治体がLINE公式アカウントなどを開設して、防災やイベントやごみ収集、学校、病院、やまびこ、豊浦町に関連する行政に関わるもの、または社会福祉協議会などが情報発信をする機会が、これから増えてくるだろうと、またそれを活用することが、情報をいつでも早くできるということも含めて、情報を得る必需品となっていくだろうと思います。一番は、やはり津波がここ30年以内に来るだろうとも言われておりますので、災害の発生時に、より早く正確な情報を届ける必要性があると思います。特に、高齢者のスマホ操作に不慣れな方に対して、これを解決していかないと、情報が届かないということも含めまして、豊浦町として実現に向けて対応していく必要性があるのではないかと思っております。

スマホ購入時は、それぞれのスマホを販売している民間の会社も、数時間、説明や講習はしているのですが、私も含めて1回で覚えるということはなかなか至難の業でありましょうし、私もそうなのですけれども、携帯電話でやることは、電話またはショートメール、それから、ネットの検索機能、天気予報などを操作するだけです。

残念ながら、私もその一人ですけれども、そのようなことも考えていくと、これから、代金

決済システムとか、アカウントを使ったパスワードによって、お年寄りでもそれを使って物を購入できることが可能なのです。移動する車等に利用するということも出てくると思いますし、LINEで写真とかビデオ通話、送り方とかQRコード、このようなことを、当然、今の若い方も含め、また、高齢者の何人かもそのようなことはできる方がいるかと思うのですけれども、やはり高齢者でまだまだ不慣れなお年寄りは、私を含めている中で、ぜひ、町としてもいち早く行動を起こして、これに対応するようなことをしていただきたいので、再度、室長のご答弁をいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) スマホに対する操作は、私も不慣れな一人です。

講習会については、先ほど町長が答弁でも申しましたとおり、総務省が費用を負担して、携帯ショップ等のない地域にも講師を派遣する制度がございます。

とりわけ、北海道が近隣の市町村を一つのグループとして、そこに講師を派遣するようなマッチングをした上で、地域連携型の講習会を開催できるような仕組づくりを行っております。単独の町で地域連携型をしようとすると、講師になる人の25こまの講習会をしなければいけないとか、講師になり得る人は、総務省が指定する研修を数時間もしくは数日受けた上で、講師の資格となるような人でなければ講師になり得ないということで、単独で地域連携型をやるとなると非常にハードルが高いです。北海道は、先ほど申しました近隣の市町村をグループ化するところで講師ができる方、恐らく携帯ショップの方々というふうに聞いてございますが、そのような方々を派遣していただき、それぞれの市町村が求める回数、内容でやっていただけるというふうになってございます。

令和5年度については、先月、来年度についての一時的な申込みの手挙げは行っておりますので、来年度の総務省の考え方が大きく変わらなければ、申し上げたような内容で行えるのではないかと考えております。

そして、もし講師の派遣等が決まりましたら、先ほど町長が申しました社会福祉協議会とか 生涯学習課等とも連携した上で、さらに、広報等で周知した上で、この講習会に多くの方々に 参加していただけるような周知方法を考えていきたいと思ってございます。

また、豊浦町も公式のLINEアカウントを本格的に4月から運用する予定です。その中には、先ほど申しました防災情報とか町民の生活に必要な行政の情報を発信することを考えております。

先ほどの講習会を豊浦町で開催できれば、公式LINEアカウントの使い方、ログインの仕方、そういうことを含めて、講習会を行いたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** スマホが十分に使えない高齢者が多いというふうに取っているのか、 言ってみれば、知らない方が二、三割程度と押さえているのか、その辺の捉え方はいかがです か。
- ○議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- ○地方創生推進室長(久々湊 忍君) 先ほど石澤議員が言っていたように、私も電話とメールと必要な家族LINE、またはネットを見たりというくらいで大体は終わっている状況です。 高齢者の方も、必要に応じて家族LINEをやっている方もいらっしゃるでしょうし、私の 父も90歳を超えてスマホは持っていますが、麻雀ゲームをやっています。自分が好きなものや 必要と思っているところの操作はできるのですが、先ほど言ったような、町の公式LINEな どは、必要と思わなければなかなか使いづらいと感じております。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** そのような操作を十分できる高齢者もいますが、高齢者というのは法律的には65歳以上という捉え方ですが、老人クラブも60歳からということになっています。

私は、半数以上は不慣れな方がいるのではないかと考えて質問をさせていただいていまして、 先ほどの室長の答弁で、4月から豊浦町でLINEをやるということですが、高齢者が使えな い状況があるというのは不公平であり、高齢者はだんだん時代から疎外されていくような感じ を受けているのが事実ではないかと思います。これは、あまり好ましいことではないのです。

町としては、財政的なこともあって、国の補助金を考えてということではあるのですけれども、そこは、災害も含めて、行政がやらなければならない重要な発信すべきことがあると考えますと、一般財源を活用して、早急にそのようなことに対応するべく、実施するべく、もうしなければならない。行政は、高齢者に寄り添う、高齢者が困っていることについては手を伸べるなりして対応していくというのが行政の役割の一つだと思っています。

人口形態から言うと、あと四、五年すれば65歳以上が40%を超える状況です。そんなことも考えれば、町として早急に対応していくと。これは1回か2回では終わらないのです。教室を開くにしても、この新聞報道を見ると、最高に多くても10人程度、普通は五、六人ということで、四、五回開催しないとなかなか分からないという状況でもあると、新聞報道にも訴えられています。

先ほど室長が言うように、北海道の各市町村で申込みをしているのだけれども、なかなか答えが返ってこないということも、新聞報道の記事を見れば、そのようなこともあるので、これはどうしてもやらなければならない行政としての大きな事業だと考えています。

それには、先ほど課長は、道に講師派遣を要望し、派遣してもらうということをするようですが、それも含めてやるという前提で、一つの計画プランを立てて、実施プランを立てて、これをどのように進めていくのかという計画プランを立ててもらわないと、次の実施プランにも行かないということですから、最低でも早急に計画プランを出していただいて、それを実行するためにはどうしたらいいのかということもしていくことが近々のことではないかと私は捉えます。

室長も行政手腕が豊富な方ですから、前向きに行動するということを後輩の職員にも示すい いチャンスではないかと思うので、実施に向けて行動していくのだと、そのようなご答弁をい ただければと思います。

開催が必要と思いますではなくて、実施に向けて対応していきますという考え方にならないのかと考えているのです。やるやらないの前に、やはり、計画プランはつくらないとできないのです。計画プランをつくったら、どのように実施していくのかという実施プランも必要になってくるわけです。

今のところ、答弁を聞くと、計画プランもないし、ましてや実施プランも立てていないように受け取られますが、そのようなことではなくて、行政は、やるやらないは別にして、計画プランぐらいは立てて、実施するためにどのようにしていったらいいのかということが行政として求められることではないかと私は考えます。

考えていることであるとは思いますが、それには予算も関わることなので、すぐに返事はできないのですけれども、実現する方向で考えていくと、計画プランぐらいはつくって、実施に向けては、それぞれ財政と町長を含めてトップと話さなくてはならないと思うのですけれども、そのような考え方でやるという方向で答弁をいただきたいというのが私が今回質問した趣旨ですので、その辺を考えて、いま一度、ご答弁をいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- 〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) まず、令和5年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総務省が補助をする、北海道が調整する地域連携型の講師派遣の講習会に応募します。もう1回目の手挙げ、希望確認は北海道に伝えてございます。

まずは、そこを手がかりとさせていただき、どうしても人が集まらなかったり、回数が少ないという部分が見受けられましたら、その講習会を振り返りながら、次の計画実行に向けて考えていきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 担当者としては、そういう答えになると思いますが、積極的に時代に合ったことをするのですから、町民が、そんなことは無駄だから、血税まで使ってやるということにはならないと考えております。そこは、やらないことをやるのではなくて、実現するのだという考え方で進めていくのも行政職員としての責任ではないかと考えます。

いろいろなことがあるので、最後は町長にどのような考え方を持って対応されるのかをお伺いをさせていただきます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) まさにデジタル社会に突入しているわけですが、使い方が十分に分かりませんし、使える範囲はごく限られていると思っていますし、子どもたちに使い方を聞いたりしているところでございます。そのような中で、とにかくデジタル社会に突入しているということです。

いろいろな情報と言いますか、使い方もそうですし、特に、先ほどありました、災害における情報から、そればかりでなくて、これからは、ひとり暮らしの高齢者の見守り等もデジタルによって、携帯、スマホによって把握されるという話もございます。

特に、この間、南海トラフの映画がありました。一部二部と長時間にわたってあったわけですけれども、その中で、高齢者夫婦が慌てて自宅にスマホを置いて避難してしまった。連絡がつかない、子どもたちとも連絡がつかない。避難所にようやくどこだろうということで、ようやくたどり着いて、その他、安否も分からない、情報もスマホには入ってくるけれども、当人たちは忘れてきているから、情報もなかなか入らないで、ほかの人から聞いたりしているという状況でございました。

いずれにしても、これからさらに高齢化社会の進展があるわけでございまして、スマホはこれからの高齢者の生活には欠かせないものになっていくであろうということでございます。

先ほど室長から答弁しましたけれども、できるだけ早く計画プラン、実施プランを作成して、 今、申し込んでおりますけれども、採択になりましたら、すぐに取りかかれるように準備をし ていきたいと思ってございます。これは避けては通れないところでございます。予算のことも ありますけれども、そのときに対応していかなければならないと思ってございますので、この 辺は、スマホ操作の熟度についてはしっかりとやっていきたいと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) いま一度、町長に確認です。

できれば、令和5年度中に実施できるように進めていくという答弁をいただきたいのです。 やはり、そういう町長の姿勢がないと、所管も、計画プランを立てても実施プランまでは行かない、ましてや、道の返答待ちということでは、予算がおりたからすぐというわけにもいかないので、やはり、令和5年度に補正予算を組んででもスタートさせるべく、事業として立ち上げるということで進めていくべきだと私は強く考えています。 その辺のことも含めて、いま一度、町長の姿勢、実現に向けたことをしていくというのは、いずれはしなければならない状況でもあるので、令和5年度中に事業として立ち上げるのだという考えをこの場で町長が表明していただければ、所管もそれに向けて、実施プランも含めて進めていくことになると思います。いま一度、町長のご答弁をいただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** いずれにしても、役場だけでできるものではなくて、社協なり各団体 等もございますので、現状を十分把握しながら前向きに進めていきたいと思ってございます。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **○7番(石澤清司君)** サロンなどを活用してということは分かるのですが、これは町長がやるということを言わない限り進まないのです。ですから、私が言うのは、町長から、実現する、事業を立ち上げますという答弁をいただければ、それぞれ担当する課もそれに向けて対応していくことになるのではないかと思うので、実施するというのは後のことであり、まずは実施するということが大事であって、町長からご答弁をいただきたいのです。今、スマホを活用するというのは日常生活で当たり前なのです。ですので、高齢者がそういうことに不慣れがために置いていかれるという不安と同時に、行政の責任でそのようなことにならないようにするということが行政の大きな仕事だと私は考えます。しつこくて申し訳ないのだけれども、実現に向けて行動するのだということを、いま一度、ご答弁いただければと思います。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 石澤議員も先ほど言われましたけれども、基本的には誰一人取り残されないデジタル社会の構築、共生社会、環境を整備していかなければ駄目だということでございます。

そのような意味において、スマホのデジタル活用支援推進事業を、国ではスタートさせておりますけれども、とにかくそれに取り組んでいく、スタートさせていくということでございます。それにつけて、できるだけ早く計画プランなり実施プランなりをつくって取り組んでいくということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番**(石澤清司君) このことについて、納得いくまで質問しようと思ってはいたのですけれども、あと二つの質問があるので、ここで終わらせてもらいます。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

地域包括支援センターのさらなる機能強化についてお伺いをさせていただきたいと思います。 地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専 門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、 地域の住民を包括的に支援することを目的として、介護保険法第115条46項にそのようなことが うたわれているわけでございます。

また、地域包括支援センターが担う包括的な事業として、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防マネジメント、それから、包括的・継続的なマネジメント支援事業、その他包括的支援事業としては、在宅医療、介護連携推進事業、認知症高齢者やその家族への支援、生活支援体制整備ということを地域包括支援センターでやっていかなければならないという法律も含めて、そのようになっておるわけでございます。

特に、令和3年度に介護報酬の改定がございまして、ひとり暮らしの高齢者に対して、地域 包括支援センター等の見守り強化による継続的な状況把握機能が明記されております。

業務負担が大きいとされる介護予防のマネジメントケア業務については、委託介護支援事業

者等に個々のケアプランを委託して、適切な情報連携を行うことも推奨されているところでも ございます。

また、KDBシステムと言いまして、国保の関係も含めて、中で情報を持っている健診や保健指導、医療介護の各種データを利活用するという中で、この情報を統計情報、個人の健康に関するデータを作成するシステム等をデータとして取り上げることが可能になっておりますので、そのようなデータを一体的に情報としていただき、豊浦町の町民の健康も含め、高齢者の状況も含めて考えていかなければなりません。

そのためには、地域包括支援センターの今後のさらなる効率的・効果的な事業運営が望まれているという認識の下で、国保病院、社会福祉協議会等の連携強化並びに、そういう人材、人員、委託業務も含めて対応していかなければならないという状況にあるのだと考えて私はこの一般質問をさせていただいておりますので、そのことについてご答弁をいただきたいと存じます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 2番目の地域包括支援センターのさらなる機能強化についてお答えいたします。

地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメントの委託による適切な情報連携についてですが、遠方で、地域包括支援センター職員の訪問が難しいケースや、既に同居のご家族が居宅介護支援事業所の支援を受けている方におきましては、居宅介護支援事業者にケアプランの作成等の委託を行っておりますが、それ以外の方につきましては、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを行っている状況でございます。

現状ではマネジメント業務が過重ではないことから、負担増を理由とした委託は検討しておりませんが、高齢者に関する情報共有は、日常的に居宅介護支援事業所と行っている状況でございます。

次に、KDB、国保データベースのシステムの活用についてですが、令和5年度に、町民係、保健センターで高齢者の保健事業と介護予防の一体的な知識として、後期高齢者のレセプト、診療情報の分析を行い、服薬指導や地域サロンなどの通いの場の勧奨通知、ポピュレーションアプローチの実施を予定しておりますので、その際に、システムから抽出されるデータを活用したいと考えております。

高齢者へのアプローチにつきましては、町民係、保健センター、地域包括支援センター、保 険福祉係、国保病院、社会福祉協議会で連携し実施いたします。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 今回、私が質問した中で、答弁書の下に、高齢者へのアプローチにつきましては、町民係、保健センター、地域包括支援センター、保険福祉係、国保病院、社会福祉協議会で連携し実施していきたいと載っているのですけれども、私の質問に対して、それらの関係者とこういう質問が議員から出ているという中で話合いをして、それぞれの担当の人の意見を聞きながら答弁書の原稿をつくられたのか、その辺はどのような状況で最終的に答弁書をまとめたのか、まず1点、お聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** 今のご質問の関係ですけれども、まさに石澤議員 からいただいた質問書を今言われました関係に共有させていただきまして、それぞれの意見を いただいた中で、今回、答弁書をまとめさせていただいております。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。

**○7番**(石澤清司君) 私からの質問の要旨を提出した中で、この答えをいただきたいというところの書き方がまずかったのかどうか分からないですけれども、一番は、地域包括支援センターは、どのような内容で、どのようなことを、ましてや高齢者なりが生活や身体におけるいろいろな問題をそこへ相談をするというふうに私は認識しているのですけれども、町民の方は、介護のことだけと取っている方もいるのではないかと考えているものですから、決してそのようなことではないということも含めて、いま一度、答弁をいただければと思います。

一つは、私が調べた中でお話をさせていただきます。

地域包括支援センターというのは、2006年度の介護保険制度改正で、地域住民の医療と保健の向上、福祉の増進に向けた支援を包括的に行う目的で設置されたということがうたわれてございます。

また、先ほど言った介護保険法第115条の46第1項には、「地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)及び第115条の45第2項各号に掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする」施設であるということがうたわれております。

また、この介護保険法の関係で言いますと、2018年4月から、要支援1・2の認定者は介護保険から切り離されたのです。また、2025年には、団塊の世代が75歳を超えるということで、非常に高齢者人口のウエートを占めるという中で、国もそういう方向づけになるのではないかと思うのですけれども、1・2の介護認定者も介護保険から切り離す計画でいるということも事実なわけです。

そんなことを考えていきますと、地域包括支援センターのやる仕事はこれから増えてくるのです。けれども、今のやまびこにいる職員の体制で介護保険に関わる業務が主体になってくるものですから、なかなかそこまではできないような状況にあるのではないかと考えておりますし、そんなことを見て、当然、介護保険で要支援 $1\cdot 2$ と介護 $1\cdot 2$ が介護保険から外されると、これは豊浦町で実施しなければならないことになるのです。それは総合事業としてやらなければならないということで、訪問型サービスと通所型サービスを利用しなければならないということになってくるわけです。事実、いる方がいるものですからね。それは、今まで豊浦町が介護保険で介護費用などを出していたのですけれども、それがもうなくなってしまうわけです。介護 $1\cdot 2$ にしたって、負担金額を国が介護保険料で出すということがあるのだけれども、それがなくなってしまうものですから、当然、全て自己負担ということになるのでないか。

これは、あくまでも私の想像ですけれども、そんなことも含めて、もう一度、地域包括支援 センターについて、もう少しかみ砕いてご説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 阪下総合保健福祉施設事務次長。
- ○総合保健福祉施設事務次長(阪下克哉君) 地域包括支援センターは、今、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3職種が在籍しています。

この3職種は、皆、ケアマネジャーの有資格者ということで、議員ご指摘のとおり、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援、サービスの利用調整を主に担っているところです。現状、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援を3人の担当者でトータル123名のケアマネジメントを実施している状況でございます。

現状でケアマネジメントのみで言えば、今のところ、それほど業務過多という状況ではございません。現場の職員との話の中でそのような意見は出ていました。

ただし、地域包括支援センターは、高齢者の虐待対応とか権利擁護業務というものも守備範囲としてございます。特に、虐待対応ということになると、そこに一点集中、短期集中で関わっていくことになるので、それが年に何件もあるわけではないのですけれども、もしそういう事態があった場合は、必要即応の原則に基づきまして対応することになりますので、今の職員数では足りないという局面は出てくるかと思います。

〇議長(根津公男君) 石澤議員。

**○7番**(石澤清司君) 私が今聞きたかったのは、地域包括支援センターで行う事業を具体的に示して、私は質問の中に示しているのだけれども、その内容も含めて、今言ったのはその他の包括的支援事業で次長が言われたと思うのですが、地域包括支援センターのやる事業は、総合的相談支援業務と介護予防ケアマネジメント業務と権利擁護業務と継続的ケアマネジメント支援業務の四つがあるわけです。

ですから、私が言うのは、この四つについて今言った3人の体制でできるわけがないのです。 今やっている方々の仕事はそれぞれあるのです。なぜかというと、介護に関わることを優先し てやっているわけです。

そうなると、先ほど言ったように、要支援1・2と介護1・2についても、どなたかがそれ に代わることをしていかなければならないのです。要支援はもうしているはずです。

これからどうなっていくかというと、在宅になっていくのです。今、どういうことが言われているかといったら、老人病院は駄目だけれども、介護老人病院はいいということと、特別養護老人ホームしか、民間の業者がやるとしたら、そういう形で進めるしかないのです。

もう一つは、豊浦町も4月から療養型にするわけです。そうすると、病院等を利用する患者がこれから増えていくのです。ということは、介護保険料も増えてくるということなのです。かかれば、医療ですからね。そうすると、当然、介護保険料も上がってくるということは想定されるわけです。

そうではなくて、そういうことにはならないような予防ケアということもしていかなければならないのです。私も言ったようにです。本当に認知症になる前に、健康のことを含めて考えていかなければならないということになるのではないかと思います。

例えば、総合相談支援業務とはどのようなものがあるかというと、高齢者とその家族に対して、介護保険サービスではなく、様々な相談に対応するということです。ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の相談対応もしなければならないし、生活困窮者問題、80・50問題、ヤングケアラーやダブルケアラー、複雑化、複合化した問題に対する包括相談もしていかなければならないという事業になっていると思うのです。

それから、令和3年4月1日に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部 を改正する法律で定められている支援も求められているのです。

断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、これをまずは総合相談支援業務と してやらなければならなくなっているのです。

それから、介護予防マネジメント、第1号介護予防支援事業ということで、支援や介護が必要な人に対し、要介護認定の手続を行い、介護認定において要支援1・2と判定された高齢者には、介護予防ケアの作成支援を行い、介護予防サービスの利用方法など、高齢者本人の意見を尊重しながら総合的に支援する。また、要介護認定で非該当の判断が出された高齢者についても、介護予防をする高齢者についても、介護予防等で教室を開いて対応していかなければならない。

それから、権利擁護業務の中では、地域包括支援センターの役割の一つとして、高齢者の権

利を守る。高齢者の虐待もここで言われているのです。虐待防止ネットワークの体制の構築で す。それから、成年後見人です。これらがこの権利擁護業務の中でうたわれているわけです。

それから、4点目の継続的ケアマネジメント支援業務においては、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例研修会、高齢者とのネットワーク、地域ケアまたは地域包括システムの構築の実現に向けて、重要な自立支援ケアマネジメントのことも、地域ケア会議を開いてやっていきなさい。そういう中で、これら要支援1・2も介護1・2から外れたことによって、国が言っていることです。介護の資格を持っている人ではなくて、ボランティア的なものでもやれるような仕組を国は今つくろうとしています。そこも、きちんと資格を持っている人と資格を持っていないという状況の中で考えていかなければならないことも出てくるのではないかと思います。

それから、その他の包括的支援事業です。1番目は在宅医療と介護の連携推進、2番目は認知症の高齢者やその家族への支援、3番目には生活支援体制の整備ということがもろもろうたわれているのです。一つは、フレイル予防もしなければならないのです。

そうしましたら、3番目で質問するのですが、高齢者の法律と介護保険の法律があるものだから、今やまびこがやっているのは介護保険法に基づいた事業が主なのです。そういう事業体系になっているということだけは、今言っただけの事業をしなければならないです。するしないは別にして、しなければならないことになっています。しかし、今の体制でやれるわけがないのです。ですから、当然、それはどこかに業務委託をするということになってくるのです。その受皿はどこかといったら、豊浦町社会福祉協議会しかないのです。豊浦町社会福祉協議会しかないです。だから、そういうことも含めて、社会福祉協議会に業務委託をして、社会福祉協議会がそれらのことに対して、豊浦町ができないことについては社会福祉協議会でやってもらうということも今のうちから考えていかなければならないと思うのです。

総合事業の訪問サービスと通所サービスということで、国で言う多様なサービスというのは 面倒くさいのです。

言葉では多様なサービスと言うけれども、多様なサービスは、資格を持っている人ではなくて、今、一生懸命ボランティアをPRしてお手伝いしてくれませんかとなっています。もう国はそういうふうに変えようとしているのです。それを、人口が少ないといっても、豊浦町は65歳以上が40%ぐらいを占めて1,300人以上もいるわけです。そういう方々の健康も含めて、対応していかなければならないという時代です。

ですから、地域包括支援センターの3名で体制ができるわけがないのです。そこは、きちんとした計画プラン、実施プランを立てて、それを町行政側に言って、こういうことをしてくださいということをしていかないと、介護関係では絶対に人材が集まらないのです。給料が安いから、国で言う介護保険の中で出てくる金がないのだからね。

そういうことも踏まえて、これからの豊浦町の高齢者、40歳からみんな介護保険料を払っているのですよ。介護保険料を払っているのです。だから、そういう体制にして、やまびこだけの話ではないのです。関係する団体の中心的なものをどこにしていくのか、これは3番目で質問するのだけれども、そういうことも考えて取り組んでいかないと駄目だという中で、今後の計画プラン、実施に向けてどうするのかということも、いま一度、早めに計画プランぐらいは出していかなければならないと私は考えるのです。

その辺について、所管としてどのようなことの考え方を持っているかをお聞かせいただきた いと思います。

〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) いろいろありましたので、何に答えればいいのかということもありますが、一昨年、75歳以上の独居者の実態把握訪問を地域包括支援センターで実施して、今年度は85歳以上の夫婦世帯という形で、訪問結果を地域包括支援センター3名の中でやりました。

75歳以上の方は、施設に入所をしていない、入院をしてない、介護サービスを現在利用していない方では130名いたのですけれども、その方を対象に訪問した結果、いろいろなサービスにつなげることができた方もいますが、そういう中で、今、どういう部分に問題があるかというところも検討、検証している段階にあります。

先ほど事務次長が言ったように、現在、国が求める3名の体制は充足しています。このような小さい自治体で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をきちんと3名そろえることができただけでもすごいというところはあります。

今の包括の業務としては、今のケース数であれば過重となっていないのが現状でございますけれども、石澤議員が言われるとおり、これから要支援1・2、地域支援事業を活用される在宅での生活をされるという方は今後は増えていく可能性は否めないと思いますので、そうなった場合には地域包括支援センターには過重になってくるので、外部への委託も考えていかなければならないと考えています。介護の計画も、令和5年度で次年度に向けての計画も作成する形になってきますので、本町の現状についてアンケート調査をさせていただきますので、そういった部分も検証しながら、今後、どのような地域包括支援センターの機能強化が必要かというところも検証していく必要があると考えてございます。

#### 〇議長(根津公男君) 石澤議員。

**〇7番(石澤清司君)** 勉強しないと分からないことで、勉強していると思うけれども、捉え方が間違っています。はっきりと言って、間違っています。要支援1・2で、介護1・2に外れた人は、豊浦町が総合支援事業としてやらなければならないのです。それから、そこになっていない人も、フレイルも含めて対応しなければならないのです。今の豊浦町の体制からいくと、やまびこでやるしかないのです。町民係でなんてできるわけがないです。

その中で、総合支援事業の中に訪問サービスと通所サービスがあるのです。これだけでも大変なのです。現行の介護保険法で載っている事業と、多様なサービスというのはどういうことがあるかといえば、緩和した基準によるサービスでやる事業、住民主体による支援事業、短期集中型予防サービスの三つもあるのです。対応型はどれでやるのかということも豊浦町として決めていかなければならないのです。

それから、通所型サービスも、今言ったような対応型サービスの三つの選択になります。それも決めていかなければならないのです。

これは、するしないではなくて、しなければならないのです。しなければならないのに、今のは答弁になっていないでしょう。具体的な答弁をしていないのだからね。

そういうことも含めて、今の3人の体制では、介護保険の関係でやるといっても対応できないし、いろいろな相談が行ったときに、この3名で、ほかの人も対応するということが決まっていればいいのですが、これから全ての相談が行くのですよ。地域包括支援センターでやらなければならないということで、そういうことも含めてしていかなくてはならないということで、引き続きそちらが担当だと思いますので、その中でまた質問をするので、気がついたら答弁をいただきたいと思います。

最後に、町長、早急にやまびこの担当者と話をされて、状況も含めて、今後、豊浦町として そういう方々も含めてどのようにするのか、町長のご答弁をいただきたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** いずれにしても、地域包括支援センターの四つの目的は、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの四つがあるわけあるわけでございます。

今のご質問は、3名で対応できるわけがないということでございますけれども、これから担当課で細部にわたる協議をしなければならないと思っていますが、いずれにしても、これからますます高齢化社会の進展という状況でございますので、体制整備について原課と十分に協議をして対応してまいりたいと考えています。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 2番目の質問を終わりまして、3番目に入りたいと思います。
- ○議長(根津公男君) それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分 再開 午前11時20分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 石澤議員。

**〇7番(石澤清司君)** 3点目の高齢者の生きがい対策と在宅福祉サービスについてお伺いを させていただきます。

高齢者に関する基本的な法律として、高齢社会対策基本法や老人福祉法があります。老人福祉法における高齢者の生きがい対策の基本的理念としては、第2条に生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとしております。また、老人福祉増進の責務として、第4条にうたわれている老人福祉の増進のための事業、第13条、地方公共団体は老人の心身の健康の保持に資するため、教育講座、レクレーションその他、広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業、老人健康増進等事業と言われておりまして、この実施に努めなければならないということになってございます。

2項には、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るという中で、老人クラブをつくってやりなさいということが書かれております。

また、老人福祉センターも、各市町村でこういう施設を設けて、老人福祉法の第5条に書かれている事業をしなさいと、豊浦町もやっています。老人の日とか、老人週間に対するもの、敬老行事とか敬老の祝金、敬老会、在宅福祉の関係も含めて対応していきなさいというようなことが法律でうたわれているのです。介護保険制度に移行されないものは、サービス支援として、一部を在宅福祉サービスとして、引き続き町としてやらなければならない、取り組んでいかなければならないということにもなっております。平成18年度に創設された地域支援事業に伴い、自治体によっては、類似する事業の見直しや廃止も含めて検討していかなければならないということになってございますので、その辺のところの見直し、また、新たな事業としてどういう取組方をしていくのか、特に在宅福祉サービスの主な事業としての対応についてお伺いさせていただきます。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 3番目でございます。高齢者の生きがい対策、在宅福祉サービスについてお答えいたします。

高齢者支援は、もともとは税金を財源とした老人福祉法による高齢者支援の考え方から、平

成12年に介護保険法が制定され、高齢者を支援するサービスとして、サービスの種類や事業所を選択できる形に変革してきましたが、その財源は、保険料を受益者が負担することになっており、介護保険制度によるサービスを優先することになっているのが現状でございます。

介護保険法の制定により、家族が介護を行う時代から地域資源を活用して社会全体で高齢者を支える時代に変わったと言えるかと思います。

本町での介護保険制度における在宅福祉サービスにつきましては、地域支援事業では、一般介護予防事業として、住民団体が実施しているはつらつ運動教室に対しての支援や地域包括支援センター職員が教室を訪問し、利用者の状況を確認する支援を行っております。

そのほかに、介護予防・日常生活支援総合事業として住民が実施主体となって実施している サロンなどの通所型サービス、有償ボランティアが家事等のヘルパー業務を行う訪問型サービ スに対する支援や、社会福祉協議会が独自にサロンを開設し、地域の交流や外出の機会を創出 しております。

今後、豊浦町としての在宅福祉サービスにつきましては、当面はこの事業を継続していく考えでおりますが、できれば住民主体型のサロン活動の拡充を図っていきたいと考えているところでございます。これには、自治会を中心とした町民の任意団体の意向が必要ですので、生活支援コーディネーターを通じて、未実施の自治体に対して働きかけを継続して行ってまいります。

その他として、高齢化により運転が難しくなり免許を返納された方など、自家用車での移動ができなくなった方に対する外出支援につきましては、今後さらに需要は高まることが予想されております。外出支援の現状につきましては、介護サービスとして、ヘルパーが通院の付き添いを行う通院等乗降介助と、町独自の事業としての要支援認定相当の方を対象とした移送サービスを実施しているところでございます。

また、町が移送先対象としていない遠方自治体への通院や、要介護・要支援認定相当ではない方の移動につきましては、社会福祉協議会が対応を行っているものもあります。

いずれも、通院に用途を限定し、それ以外の目的では移動支援を行っておりませんので、今後の移動支援については、通院以外の用途に対する対応も検討する必要があるのではないかと考えております。

在宅福祉サービスの検討につきましては、令和5年度に介護保険計画策定に向けたアンケートを実施する予定なので、その中でニーズが酌み取れるものがありましたら、介護保険計画策定委員会の中で検討を行いたいと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 豊浦町の老人福祉の担当課はどこになるのですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 老人福祉の担当は、保険福祉係になります。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- 〇7番(石澤清司君) それは、やまびこにある保健福祉ということでいいですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) そのとおりでございます。
- **〇7番(石澤清司君)** 老人福祉法と介護保険法というように、一つの事業であっても二つ以上の法律が関連している業務が多々あります。それぞれの事業の目的に応じて根拠法を押さえておく必要があると書物では書かれています。老人福祉法と介護保険法は異なっていますね。まず、そこの答弁をお願いします。

- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 議員のおっしゃるとおり、老人福祉法と介護保険 法は異なった法律になってございまして、当町の場合は、老人福祉法に関わる部分、介護保険 法に係る部分は、保険福祉係が両方の法律に関わる部分の業務を担当していることになってご ざいます。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 老人福祉法の第13条で、老人福祉の増進のための事業ということで、 老人クラブも含めてしなければならないとなっています。これが1点目です。

それから、老人福祉センターも規定されていますが、豊浦町の老人福祉センターはどこにあるのですか。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 私も昔、福祉係にいたことがありますけれども、 老人福祉センターについては存じ上げてございません。申し訳ございません。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 存じ上げていないのですか。老人福祉法の第20の7で老人福祉センターが規定されて、老人福祉センターを設けなければならないという規則になっています。規則になっていることをしていないということは、どうなのですか。答弁願います。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** 大変に申し訳ございませんけれども、老人福祉センターを必ず設けるということになっているかどうか、私の中では認識不足でございました。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 私が調べて、そうなっているのだと法律を言ったでしょう。老人福祉 法できちんとうたわれています。だから、知らないということにはならないのです。あなたは プロなのだからね。そこを知らないと言うことが、きちんとした対応ができていないというこ となのです。

やまびこの保健センターで老人クラブの運営もやっているわけですね。老人クラブというのは、30人以上、60歳以上でしなければならないのです。それに対するいろいろな事業も行政として、半強制的という言葉は悪いけれども、しなければならないのです。

後で町長に聞きますが、祝金とか、夫婦80歳以上とか、50年すればとか、そういうものは予算からカットされているのです。もう少し高齢者に優しい事業展開をしていかなければならないのはあなたが担当している課なのですよ。それをしていないということは、仕事をしていないと同じではないですか。介護保険だけをやっていればいいということではないですよ。よく考えて仕事をやっていただきたいです。

それから、在宅福祉サービスですが、平成12年の介護保険制度のスタートに伴い、在宅福祉サービスの大半は介護保険で対応していますけれども、介護保険制度に移行しなかったサービス支援の一部が在宅福祉サービスとして引き続き各市町村において取り組まなければならないということになっているのです。

それから、高齢者サービスも、事業実施要綱をつくってやらなければならないということになっています。高齢者福祉サービスとはどういうことがあるのか、紙オムツの配布、交通安全の杖の給付、安心電話、緊急通報装置、訪問理容サービス、住宅の改善の助成、配食サービス、針灸のマッサージの助成、健康入浴券の交付、高齢者見守り支援事業、地域に応じた高齢者サービスをしなさいということになっています。福祉サービスの主なものには、配食サービス、

寝具乾燥サービス、訪問理美容サービス、敬老のマッサージとか、在宅重度の介護に向けて手 当をするということも、きちんと住民福祉のサービスの中でうたわれているのです。

だから、そこもきちんと高齢者に向けて優しい、手の届く、かゆいところに行政が手を差し伸べてやっていかなければならないのです。老人クラブも、自主的に任せてしまって。本来は国の補助事業なのです。老人クラブというのは。国と道とでちょうど3分の1ずつ持っているのです。補助事業と国庫支出金であるのです。そういう財源の担保になっているということは、しなさいということなのです。

介護保険と社会福祉は違うのだということを言っているのだけれども、そこをきちんとすみ 分けしてやらなければならないのはあなたのところなのです。

介護保険ばかりやって、老人福祉法のほうは片手間でやっているのではないですか。そういうことでは、行政としては、私は手落ちではないかなと思います。

やまびこではなかったらいいです。町民係なのだとかというのならいいですけれども。だから、連携を取って、先ほど2番目で言いました学校とか病院とか、町民係と連携してやりたいというところは、これなのです。老人クラブ、保健福祉サービス、これもやらなければならないのです。どういう支援をしているかと言えば、今言ったような答弁しかできないという状況なので、いいわけがないですね。老人福祉センターも、どこにあるのか分からない。老人福祉センターを設けることによって、年寄りが気軽に日常の生活でそこへ行って会話をしたり、お茶を飲んだりする場所です。そのような場所の提供をしなければならないということになっています。法律的にはです。

高齢者に対する町としての支援体制をもう少し考えていかなければならないのではないですか。

高齢者を支える仕組として、在宅福祉サービスと高齢者福祉があるのです。社会保険制度では福祉と介護保険と保険があるのです。例えば、社会福祉であれば生活保護、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、社会保険であれば、医療保険、年金、介護保険、雇用保険、労働災害減額、保健サービスとしては、特定健診、メタボ健診、妊婦健診、乳幼児健診、予防接種、健康保健、がん検診、公衆衛生、このように高齢者を支える仕組も含めて、社会福祉制度があるのです。在宅福祉、高齢者福祉サービスも高齢者を支える仕組としてあるわけです。そこは老人福祉法に基づいたものと介護保険福祉法に基づいた事業をきちんと色分けしてやらなければならないということになっているのです。

聞いていると、介護保険でやっているように取られてしまうのです。僕は取っているのです。 老人福祉はどこに行ったのかということになるのです。ましてや、先ほど言ったように、お年 寄りが、65歳以上がもう40%となる時代です。そういうことを考えてくると、この事業につい て、一生懸命しなければならない、介護保険だけをやっていればいいということではないので す。同等にやらなければならないのです。そこが欠けているのではないかと、私はそのように 未来を見ています。

そこを、この機会にきちんと対応して、どういう事業を展開していくか、お年寄りに寄り添 うことをして、話も聞いて、そして、希望に沿ったものに、町としても手を差し伸べるという ことが必要ではないですか。

例えば、社会福祉協議会のサロンとか、老人の関係に、やまびこから派遣をしてというか、 行った人が少ないのではないですか。ほとんどを社会福祉協議会に任せてしまって、社会福祉 協議会の方々がやっているという状態です。そういうところに足を運んで意見を聞くことも、 お手伝いすることも必要なのです。業務委託契約しているわけではないけれども、社会福祉協 議会として、老人のことを思って積極的に事業展開しているのです。しているからいいという ことではないのです。

もう時間もなくなってきたので、その辺のところも含めて、もう一度検討するとか、持ち帰って関係のところといろいろと課題を含めて対応するということになるのかどうか、所管ではそこにたどり着くということはなかなか難しいのではないかと思います。

締めに、町長、今質問したことをすぐというわけにもいかないので、少し重く受け止めて、 この後、課題も含めてどのように解決していけばいいかということだけは、所管の課を併せて 対応していただきたいと私は考えますが、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) ご指摘を誠にありがとうございます。

担当でも、なかなか難解なところがあったのかと、私自身も無知のところがございます。

そういう中で、介護保険法と老人福祉法、特に老人福祉法においては欠けているというと指摘をいただきました。本来であれば、介護保険法と老人福祉法が連携して高齢者を支える仕組づくり、また、高齢者に寄り添う政策づくり、これが必要だと改めて認識をしたところございます。

これら今までのことの課題を通して、現状のようになっているのかも含めて、課題を整理して、できるだけ早い解決に向けて、そのような施策に早急に取り組んでいきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 以上をもちまして、3件の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(根津公男君) これで、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、勝木嘉則議員の発言を許します。

勝木議員は質問者席に移動願います。

勝木議員。

**○4番(勝木嘉則君)** 議長の許可をいただきましたので、4番、勝木が一般質問をさせていただきます。

前の同僚議員が大変高度な質問をされて、私もかなり頭が疲れていますけれども、お聞きしたいと思います。

町民の皆様との会話の中で、生活環境の話をしましたら、冬の除雪、そして、買物等が挙がってくるのです。順序は別にしまして、買物が不便であるという話が聞こえてきます。このことは何度も、一般質問で同僚の議員からも出てきましたけれども、いろいろな話がありまして、町営では困難であるとの話がありました。このことについて、どうのこうのということではありませんけれども、町内を見ますと、いろいろな理由はありますが、まずは、商店街が少ない、どうなってしまったのだろうと思います。

質問事項としましては、農業とか観光とか地域おこし協力隊を使っているわけですけれども、地域おこし協力隊の協力をいただいて、商店街の活性化につながらないだろうかと考えました。そこで、質疑の要旨としましては、時代の流れと、核家族等によって人口減少が続き、商店も少なくなってきているが、地域おこし協力隊によって、小さくてもよいので、様々な商店を誕生させることができないか。昔のように、下のほうを見ていますと、駅前の薬屋から商店、裁縫屋といろいろありました。下がってきまして、神社の下、私の店の辺りでも電気屋、飴屋、商店が二、三件はあったり、豆腐屋もありました。そして、まちの中を見てみますと、肉屋と

か電気屋、洋服屋、同僚の議員もやっていますけれども、ほかにも二、三件の洋服屋があったり、仕立て屋があったり、いろいろありました。私と同じ年代の同僚議員が多いので、そうだったなと記憶されていると思います。

これを協力隊によって復活、誕生させることができないかと思いましたので、1点目はそれについて質問させていただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 1点目の地域おこし協力隊と商店街の活性化についてお答えいたします。

地域おこし協力隊による商店街活性化についてですが、これまでの本町における地域おこし協力隊の活用としましては、観光、農業、教育の分野が主でございました。今後は、議員ご指摘の商業分野におきましても目を向けていく必要があると考えておりますし、近隣自治体におきましても、商工業の起業を目的に地域おこし協力隊を活用している事例がありますので、これらを参考にするとともに、豊浦町商工会とも連携して検討してまいりたいと思います。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分 再開 午後1時00分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

勝木議員の一般質問を再開します。

勝木議員。

- **〇4番(勝木嘉則君)** 大変に短く適切な答弁をいただきまして、ありがとうございます。 この答弁書の中に、商業分野に目を向けていくとありますけれども、なぜ今までこのことを 考えていただけなかったのでしょうか、お願いいたします。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** なぜ今までこの分野に目を向けていかなかったのかということでございますけれども、商工業の組織は商工会であると認識してございます。そういう中で、商工会とのコンセンサスといいますか、その辺がこの分野においてなされていなかったと思っております。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 私は、協力隊のことを聞いているわけですが、確かに商工会があります。私は、過去において、商工会の職員に聞いたことがあります。これから商店街がどんどん少なくなるけれども、どう考えているかということを聞いたことがあります。出ていくものはしようがないですし、来るものもあるかもしれないですし、それでいいのではないでしょうかという声を聞いて、私はがっくりしたのです。

しかし、行政は行政としてその辺を認識されていらっしゃるのであれば、特に、町長は商工会の会長もやっておられたということであれば、いろいろな手だてを考えていただいてもよかったのではないかと思います。実際に見たとおり、商店はほとんどもうなくなってしまいました。

私は冒頭に言いましたけれども、町民の皆さんの中では、買物ということに対してできれば 見て取って買いたいということも多く言われており、いろいろな方法を考えたけれども、なか なかできないということです。 せめて、そういう商店街の活性化を、商工会とともに町も力を貸してあげるまたはアドバイスをしてあげる、ほかの町村ではこういうことをやっているということをやってほしかったのです。

私は、2番目に、近隣の自治体にどのような事例があるかと書きました。協力隊を活用して 書いていますけれども、このことについてはどのような事例がありましたか、教えてください。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 何か所かありましたが、一番近いところで洞爺湖町です。平成30年3月で卒業して、4月から雑貨屋を営んでいるという事例があります。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 雑貨屋のほかにもありませんか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 近くでは、喜茂別町で、少し昔になってしまうのですけれども、商工会に籍を置いて、卒業後、起業するためにいろいろ指導を受けたりされていたということでした。その後、何をしているかは把握できなかったのですけれども、そういう事例もありました。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 商工会はありますけれども、私は、もう少し力を入れるというか、協力してほしいと思っていました。リフォーム券をやった、何をやった、お金もやって、これで商工会に全部いいよということではなくて、対豊浦町の住民の皆さんに対していろいろな意味で支援をして、支援というのは、リフォームだけではなくて、地域おこし協力隊を含めて、地域でどういうことをするのか。

まずは、豆腐屋とか肉屋とかいろいろなところがあると思いますし、豆腐屋は地域でまだあります。そういうところで修行しに行って、豊浦町で起業をしていただくとか、今までの事例にとらわれないでやってほしいと思います。

この商工会とも連携して検討しますということですが、商工会とどのように連携しようと思っているのか、お聞かせいただけますか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 先日、商工会でもこの関係でお話を聞いてきたのですが、商工会でも、商店が少なくなってきているという危機感は持っておりまして、そこで何ができるのだろうかという意見交換をさせてもらいました。

相手があることですので、どういう業者がいいのか分からないところもあるのですけれども、 商工会としても、そういう方がいて、地域おこし協力隊として来ていただけるのであれば、バックアップもしていくし、起業に向けていろいろ支援をしていきたいというお話がありました。 そこにも行政が絡んでいかなければならないと思っていますので、協力隊を活用した事業を行う場合には、商工会とも連携しながら行っていきたいと思っています。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** 今後、豊浦町としては、協力隊ということで募集してやっていくという考えがあるということで、よろしいですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 担当としてはそのような思いはあるのですけれども、 最後は町長が「うん」と言うかどうかです。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。

- ○4番(勝木嘉則君) 町長の思いをお聞かせいただけますか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 募集した時点でそういう方がおりましたら、対応していくべきだと思ってございます。いずれにしても、業種にもよりますし、商工会との連携は欠かせないものだと思ってございます。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 先ほど、聞いている中では、ようやくそういう話が出てきたと思っています。今までは、農業とか分野はいろいろあると思いますけれども、商業のほうにも目を向けてやっていただきたいと思っていますし、ここにも同僚の中にすばらしい商工会のリーダーがいらっしゃいますので、その辺も、打合せをしながらやっていただければありがたいと思っています。 1番目については、これで終わりたいと思います。

2番目についてです。私は海の近くにあるので、周りからいろいろと漁業の話を聞いています。あそこのところがやめていく、こちらのほうがやめていくという中で、どうなのか。いまだかつて、豊浦町はホタテの発祥の地として、養殖ホタテの発祥の地と言われていても、ほかのところではちらほらとブランドということで、まずは活ホタテですが、そういうことがないので、何で豊浦町はないのだろうか。ある程度の大きさ、それから、重さとか色とか、そのようなことで豊浦のブランドだということを打ち出すことができないのだろうか。せっかく副町長も来ていただいて、もう1年たったけれども、そういうことに力を入れてほしいと思っていました。

それと同時に、後継者がなかなかいないです。後継者というのは、家族だけではなくて、い ろいろな方法があると思います。

そこで、質問ということで、漁業の後継者支援、販売支援とブランド化について、①として 豊浦町では養殖ホタテの先進地で、重要な産業ですが、後継者不足による漁業が減少しつつあ ります。今後の衰退を防止すべく漁協との連携の中で政策があるのか。

- ②としては、各地で生産物のブランド化が行われていますけれども、当町での取組はどのようになっていますか。
- ③としては、近年の水産物販売はかなりのウエートで海外に輸出しているのですけれども、 需要がある近郊のニセコ、倶知安地区の販売ルートを模索してはいかがですか。

この3点についてお聞きしたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 2番目の漁業の後継者支援、販売支援とブランド化についてお答えいたします。
  - 1点目から2点目まで関連がありますので、併せてお答えいたします。

漁業の衰退を防止する施策についてですが、近年、ホタテ貝養殖業者が減少しつつある状況 にありますけれども、減少の主な理由はホタテ貝のへい死問題でありまして、これが解決され なければ世代交代や新規漁業就業者の育成、確保も困難であります。

しかしながら、このような中におきまして、へい死の原因の一つではないかという試験機関から示されている耳づり時期における稚貝の活力について提言がされております。

次に、水産物のブランド化の取組についてですが、令和3年度より、ホタテアイヌブランド 化事業として、町外で生産されたホタテ稚貝による育成試験を実施し、令和5年度には本町産 ホタテ貝を活用した商品開発と販売会も予定しております。

3点目の水産物の販売ルートについてですが、現在、本町で水揚げされるホタテ貝は、主に

中国、韓国向けに輸出されている状況にありますが、近隣の食料品販売店にも噴火湾産として 流通しており、ご質問にありますニセコ、倶知安地区へも流通されているものと考えておりま す。

#### 〇議長(根津公男君) 勝木議員。

○4番(勝木嘉則君) 先ほどの減少の理由というのは、漁業者がどんどん減っていく中では、へい死の問題も大きいとなっています。ですが、私は冒頭にも言いましたけれども、やはり、だんだんと高齢化になっていく中で、へい死だけではなくて、跡取りがいない、どうしようということが大きいのではないかなという気もするのです。もちろん、へい死も問題あるでしょう。その中で、何か対策を打っていかなくてはならない。どんどんここの漁業者が減っていきますよということを私は言いたいのです。

方法としては、辞める二、三年前に、協力隊になるかどうか分かりませんけれども、漁業をやる方が一緒にやってお手伝いをしながら、給料をもらったりしながらでも、その漁業を覚えていって、そして継承していく、そのようにしていかなかったら、町長もお聞きだと思いますけれども、この二、三年の中においてもう5件、6件ではないくらい、どんどんと辞めていっているということは豊浦町の税収にも関わってくるわけです。そのようなことも踏まえて、生き生きとした、働いて頑張っていきたいというつながりも持つことも大事だと思いますので、一緒に働いて二、三年勉強していて、そしてつないでいくと、できればそのときに、漁協が中に入って、船とか漁具とかをその人に売って、長いローンになるか知りませんけれども、そして、売って、安定的に退職した人に対してはお金が入っていくというふうにしていくと、教えていくけれども、やっていてよかったなというような感じが出ると思うのですけれども。その辺についてはいかがですか。

#### 〇議長(根津公男君) 村井町長。

**〇町長(村井洋一君)** 継承問題でございます。この継承について二、三年と言いますけれど も、私は二、三年では無理かなと思ってございます。非常に経験が物を言う職種でもございま すし、危険も伴う職種でもあるというふうに思ってございます。

私自身もこの漁業の継承問題については非常に大きな問題であると捉えてございます。しか しながら、継承するにしても、大きな金銭が伴うのも事実でございます。

町村会の中に漁業・漁港協議会もございまして、総会の中でも、当の担当の方々が複数見えられて総会をやるわけですけれども、その中でもこの問題を取り上げております。私もそうですけれども、複数のあちこちからということで、漁業の継承問題は非常に大切な問題でありますので、先ほども言いましたように大きな出費も絡むことからなかなか踏み切れないという話も聞いておりますけれども、そういう中で、新規就農者と同じような手厚い、国なり道なりを含めた仕組みをぜひつくってほしいということを要望してきております。

そういうことによって、スムーズな、やる気のある若い人たちが継承できる体制を整えてほ しいという要望はしてきてございます。

近年、豊浦町においても4軒、5軒の方々が辞めていっています。後継者がいても辞めていく形もありますけれども、できるだけ漁業に興味のある人たちが継承できるような体制づくりですね。当然ながら、組合とも連携していかなくてはならない話でございますので、その辺は十分に考えていかなければ駄目だなと捉えております。

#### 〇議長(根津公男君) 勝木議員。

**〇4番(勝木嘉則君)** 町長は一生懸命やられていると思います。今度は、担当も替わられて、 残渣水のこともあるけれども、こちらのほうも頑張ってやっていかれるのかなと期待していま す。

ただ、ほかでは、活ホタテですが、ブランド化ということでやられています。豊浦町ではな ぜホタテのブランドにならないかと思うのですが、阻害されている要因が何かあるのでしょう か。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- ○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ホタテアイヌブランド化事業を行ってございます。礼文華のホタテを中心に商品開発をするのですが、漁業者との話の中で、現在、長万部町で湾宝というブランドがあります。ホタテ活貝のですが、それと同じことをやっても面白くないという話もあります。豊浦町産のホタテを使った商品をつくって、それを売ったほうがPRにもなるし、町も盛り上がるのではないかいう考えもあり、現在そういう事業を行っている状況です。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 漁師の方々にもいろいろお考えがあると思います。

私はここにホタテとは書いていないのです。水産物のブランド化と書いてあるのですけれども、豊浦は、ホタテだけではなくて、このほかにナマコとかウニとかアワビとかマツカワカレイが捕れているのです。この辺のブランド化ができないのかと思います。ふるさと納税の返礼を考えてみると、水産物が断トツで多いということは、この辺についてある程度の大きさをそろえてブランド化をすれば高く売れると思いますし、お客も喜ぶと思うのですけれども、その辺についてどのように考えていますか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ホタテもそうですけれども、貝がついたままのホタテの出荷は非常に難しい状況でございます。売れているのは、玉にして売る、急速をかけて売るというのが主流でございます。

豊浦町は、もともとは取れた製品、新鮮な魚介類を捕っているわけですけれども、以前は加工場業者も複数ありましたけれども、今は皆無に等しいという状況です。そういう加工場があることによって、ブランド化も新商品も出てくるような芽が出てくると思っています。そういう場合において、一手間、二手間かけて、よりよい特徴ある特産品、ブランド品という品物も出てくるものと思ってございまして、そういう意味においては、ぜひとも加工する業種が出てくれれば大変ありがたいですし、経済的にも発展するだろうと捉えてございますので、できるだけ今おりますけれども、手間暇かけてやっているところは、それなりに売上げが上がって、経済波及効果も上がっている現状でございますので、ぜひともそういう方々がどんどん出てきていただければ大変ありがたいと思っております。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 何かかみ合わないですね。先ほど、私がいろいろと聞いた中では、ホタテは、長万部とか室蘭とかもあります。活ホタテのブランドということを言っています。ホタテは、今、豊浦町は面白くないから、活ホタテではなくて加工して出しましょうというふうになっているのですけれども、そのほかに豊浦町には毛ガニもあるだろうし、ウニとかアワビとか、それから、マツカワカレイです。マツカワカレイが捕れたら、何センチ以上が豊浦町の何というブランドで売るのです、それは普通のものよりもすばらしいものなのです、それがブランドだと思います。差異をつけてあげるということです。そういうことができないのかと思います。加工しなかったらブランドにはならないではなくてです。その辺のことをもう少しうまく漁協とタイアップしながら、ブランドということで、豊浦町のマツカワ何とかというブラ

ンドなのだというふうにして売れないのかと思ったものですから、質問をさせていただきました。それについて答弁がありましたらお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 私が先ほど言いましたのは一つの考え方でございまして、ブランド、ブランドと言っても、漁獲量も減りますし、安定供給も必要である中で、十分な、お客様に迷惑をかけないような販売ができるのかということでございます。そういうことも含めて、組合と検討しなくては駄目だと思ってございます。何せ、安定供給できないとなり得ないものですから、このことについても十分検討させていただきたいと思っています。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** それでは、ふるさと納税での返礼品は年間とおして、ずっと安定しているのかと思ったら、そうではないと思うのです。売り切れごめんではないですけれども、この期間でこのようなものということになっていると思いますので、その辺も含めて、今後とも検討してほしいと思います。

3番目ではないですけれども、ニセコ、倶知安方面には、先ほど町長も答弁の中で言っておられましたが、一緒にホタテを出している中で行っていると思うという話です。ただ、これもホタテとは書いていないのです。今言いましたが、量が少なくてもいいのです。何を言いたいかというと、近くにあるところに中国人とか富裕層がたくさん来ているわけなので、少なくても、いいものを持っていけさえすれば、そんなにたくさんのところではなくてもいいのです。そこのホテルだけでもいいです。売れたら、次のホテルでもいいです。そのようにして、近いところだけれども、高く、中を通さないで、卸業者を通さないでいくことによって、少しでも利益が取れるのではないか。販売ルートはあります。あとは、販売方法だけですと私は思います。その件について、ホタテ以外に、先ほども言った、アワビとかウニとか、ナマコとか、こういうものをニセコ地区に持って行ってホテルに売ったら大変喜ぶと思います。そのように思いまして書かせていただいたのです。その辺についてはどのようにお考えですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** ホテルと取引できれば最高だと思いますけれども、その辺は考えたことがございませんので、漁協とお話をさせていただいて、できるのかできないかの検証はさせていただきたいなと思います。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 分かりました。そんなに難しいことではないとも思います。1時間と言ったら、豊浦町と室蘭の間が1時間なのです。分かっているとおりです。これを逆に、はしっこ同盟ではないですけれども、向こうの後志のニセコ、倶知安地区は1時間です。同じ時間で新鮮なものを持っていけるわけです。もしそちらのほうで富裕層に高く買っていただけるのであれば、こんなにいいことはないですよ。

では、どこが窓口なのか、一つの方法は、漁協もあります。観光ネットワークという手もあります。いろいろなところがあると思いますので、幅広い販売ルートをもう少し模索しながらやっていってほしいのです。

そして、これは先にやったほうが勝ちですから、先にやって、販売ルートをきちんと確立したほうが、今後ずっと、この地区にはこの時期に豊浦産のこれが入るのか、こんなおいしいものはないというふうになったら、口コミで多分広がっていきますので、どうぞこの辺は力を入れてやってほしいと思います。

これをお願いしまして、2番目については終わらせていただきます。

3番目は、国保病院についてです。

今回、この4月からいろいろ変わるということで、改革プランを出していただきましたので、 それについて4点ほどお聞きしたいと思っています。

まず、新年度に向けての職員募集等の現在の状況はどうなのか。

2番目は、厨房の5業務を本年度から民間に業務委託するに当たって、現場職員の対応はどのようになっているのか、年度内の有給休暇は全員に法に基づいて取らせているのか。

3番目としては、厨房業務を委託する業者はどのような業者で、実績、業務内容などはいかがなのか、また契約の内容についてはどうなのか、これについて説明を求めます。

4番目として、来年度からは業務体制を変えるに当たって、町では厨房だけでも1,100万円で、そのほかに人を雇わなくてはならない。できれば先生も多くしたい。そして、中の病院も改築しなくてはならない。機材も買わなくてはならない。今まで赤字財政で、コロナで国からの支援があって、この2年くらいは黒字になっていますけれども、全般的に今までの内容は赤字ということで、さらにお金をかけたので、どうなのだろうか。お金はかけたけれども、その分の回収ではないですけれども、私たちは、申し訳ないですが、私も商人ですから、お金をかけたらそれ以上になるべく短期間でそれを回収しなくてはならない。回収というのは、ただ儲けるだけではなくて、国保病院を使っていただける人に喜んで使っていただかなくてはならないとは思います。それも含めてどうなのか。60床の病棟は何年で満床になるのか。そして、独立会計において何年度から黒字になるのだろうか。もう心配して夜も寝ることができませんので、この辺についてお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(根津公男君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) 3番目ですが、国保病院の改革状況についてお答えいたします。

1点目の新年度に向けて職員募集と現在の状況についてですが、看護師、介護福祉士、事務職員について正職員を募集している状況ですけれども、看護師については、1名の方の採用が決まっており、随時、職場見学の申込みが来ている状況でございます。また、介護福祉士について、今年度の採用予定数はおおむね確保されました。事務職員については、応募がない状況ですが、会計年度任用職員ではありますが、会計処理等に精通した職員を採用する予定でございます。

2点目の厨房業務を来年度から民間に業務委託するに当たって、現場職員への対応についてですが、民間での雇用、現給保障がされる旨の説明をし、既に委託会社との面談を済ませている状況です。また、年度内の有給休暇は法に基づいて取らせているかにつきましては、職員数が慢性的に不足する中で、給食の提供を中止することはできないことからも、職員との協議、合意の下、可能な範囲での取得に努めているところでございます。

3点目の委託する業者は、どのような業者で、実績、業務内容及び契約内容についてですが、このたび契約する会社は、1983年、札幌市にて創業され、道内受託件数355件、近隣では洞爺協会病院をはじめ、胆振地区の33件の委託を受け、運営してございます。業務内容につきましては、病院、やまびこへの給食の提供に係る職員の雇用、献立の作成、食材等の発注及び調理等であります。また、契約期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の委託契約となっております。

4点目の60床の病床は何年度から満床になる予定か、また何年度から黒字になる予定かについてですが、今年度と来年度は患者を受け入れるための準備といたしまして、職員の確保、必要物品等を準備し、できるだけ早急に満床になるべく努力をしてまいります。また、黒字の予定につきましては、病院改革プランにおいて令和8年度となっておりますが、令和3年度末に

国が示した公立病院経営強化ガイドラインにより、令和5年度に現改革プランを一部修正する 必要があることから、その中で、経営指導等も含めて再検討する予定となってございます。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) まずは、1点目からお聞きしたいと思います。

ここにおいて、介護福祉士はおおむね確保したということです。やまびこでも介護福祉士を 確保したということですけれども。病院でも介護福祉士をということで、これは同じ人ではな いと思いますし、何名くらい採用になったのですか。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 国保病院での介護福祉士の正職員採用でございますが、今まで会計年度職員で4人の方が務めていらっしゃいました。その方たちを正職員として採用するということで、まず4名と、そのほかに新規に1名の採用を決めております。今年度の採用の予定人数としては6名ということで予算上計画しておりますが、今のところ5名の採用ということで、あともう1名を採用する予定で募集している状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) それで、おおむね確保されたということは、今までの4名と、まずは1名確保になったのでおおむねいいのではないか。でも、必要なのはもう1名なのです。あと1名、何とかししたい、それで予算要求していると捉えていいですね。(何事か言う人あり)ありがとうございます。

事務職員の応募がない状態だと書いています。前の私の質問で事務長が私に対して答えた中で、正職員にしないと来ないのですとしきりに言っていましたね。今の答弁は、それと乖離していますね。どういうことですか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 正職員でずっと募集しているのですけれども、こちらの求める職員としましては、ある程度、医事会計を精通した方で、そういうところをきちんと見ていただける方ということで募集しておりまして、1名の募集が来ておりましたが、やはり、役場の事務職員という同じくくりの中でいくと、試験の方法等、役場の一般職員と同じような試験を行わなければならなかったというところで採用には至らなかった状況にございます。

ですから、今も募集している状況ですし、いろいろなところにそういう方を、引き抜きではないですけれども、声をかけている状況ですので、できれば採用していきたいと思っておりますが、なかなか難しいと反省したところでございます。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** 今のことが分からないですけれども、試験日が役場と重なって、会計年度の事務職員ができなかったといいますか、本人が役場のほうを優先した形になり駄目だったのか、それとも成績等の中でならなかったと捉えていいのでしょうか、どちらなのでしょうか。
- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 役場と試験がかぶったということではなくて、採用に至る試験の内容等を役場の一般事務職員と同じ内容で行ったというところで、基準も役場の事務職員と同じような基準を設けた中で、合格ラインに至らなかったため、採用にならなかったという状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。

○4番(勝木嘉則君) 豊浦町の役場職員はかなりレベルが高いので、大変難しいと思うのですけれども、会計年度職員としていますけれども、これからどうするつもりですか。

会計年度職員ということで、この人は正職員にはなりたくない、または試験を受けたくない、 または、受けたけれども、ちょっと大変だったということで、まずは会計年度職員を使ってみ ようということなのでしょうか。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 今回、事務に精通した会計年度任用職員ということでございますけれども、この方については、60歳以上ということで、正職員になり得る人材ではないというところでございます。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** 分かりました。年齢の条件でなれなかったけれども、今はいないので、何とかこれでしのいで、その間に正職員も含めて募集したいと。

今後、予算の中でプログラム等会計のシステムを変えるのであれば、私は前に言っていたと思うのですけれども、そのプログラムの会社の人に来ていただいて、いろいろと教えていただくということで、医療事務を持ってなくても恐らくできるようなプログラムではないかと思うのですけれども、来ていただくことによって少しは足りるのかなと思います。医療事務または会計の資格、簿記等を持っていなくても、覚えていきながらできると思うのですけれども、そのような考えは持っているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 勝木議員がおっしゃるとおり、システムの会社が一番よくご存じなので、教えてもらうというのは重要なことで、それは今もやってはいるのですけれども、現行、契約している会社が札幌なもので、うちのプログラム、システムをつないでいるのはFAX回線という非常に遅いものを使っていて、リモートで検証していただくとか見ていただくということが今はできない状況です。

そこで、今年度の予算にも上げさせていただいておりますが、電子カルテを導入するに当たって、当然、今入れている医事会計システムの保守期間も満了するということで、レセプトコンピューターも入替えをしていく予定です。その中で、今回導入する会社はまだ決まっておりませんけれども、採用するに当たって、サポート体制がきちんとされていて、常にお答えいただける会社を採用する予定で、これからですけれども、そういった仕様を考えて、今、鋭意検討しているところでございます。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) これからの電子カルテに対応する、または私たちのマイナンバー等にも対応していく、そういうプログラムを入れながら対応していきたい、そして、プログラムの会社はまだ決まっていないけれども、そこの指導を受けながらやっていきたい。多分、指導を受けるに当たっては、何名かすると思うので、精通するとかではなくて、一から勉強をするという意味でも、多分よく分からない人であっても、やる気さえあれば、正職員で採用するというのであれば、多分来られる方もあると私は思うのですけれども、それはやってみないと分かりません。

いろいろと聞く中で、後からも言うのですけれども、まずは事務職員の有給休暇の取り方、これは半年以上働いている方に関しては、5日ですか、いろいろと年数によって有給休暇年の有給休暇を取れると思います。今いる人、また過去において辞めた人に対して、どのように事務長として有給休暇を消化させたのですか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- ○国民健康保険病院事務長(高橋美香君) 私が行ってから辞めた人でよろしいですね。今、ぱっと思いつかないのですけれども、事務職員に関しましては、有給休暇の申請があれば、お断りすることなく取らせているという状況です。ただ、聞いた中では、過去に、窓口職員が2人しかいないのに、2人とも同じ日に有給休暇を出してきて、申し訳ないけれども、どちらか我慢してもらえないかというふうにお断りしたことが1度あったということは聞いております。ただ、現在は、重なってお休みを取らせられなかったということは、事務職の場合ですと記憶にございません。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 私が聞いた中ですけれども、今年度か、その前か分かりませんけれども、自分はある理由で辞めたいので、有給休暇を取って辞めたいですと言ったら、勝手に辞めるのだから、有給休暇なんて消化させませんよ、辞めるのだから辞めてくださいというふうに言われて、泣く泣く辞めていったというような話も聞きますけれども、そんな話を聞いたことはありませんか。
- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 事務職でよろしいですか。ちょっと聞いたことがなかったです。すみません。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 本人もいろいろ言いたいけれども、言えなかった。また、小声で言ったのか。これは議会ですから、勘違いであれば勘違いだったとこの場で訂正いただければいいと思いますし、分からないというのであれば、何かの書類が出てきたら大変なことになりますから、まずはそれを申し入れておきます。

私はそう聞いていますので、なぜ辞める前に有給休暇があって、それを消化しながら、いつの時点で辞めたいから遡って有給休暇を取って辞めたいと思うのだけれども、取らせられない、または取らせた人もいるということも聞いていたので、そういうことをする事務長でもないし、豊浦町の、1年前に事務長なられて、その前の事務長にしても、そういう人ではないと私は思ったものですから、今、あえて聞いてみました。

一つ聞きます。

事務長、コロナとかいろいろな中で大変でしたが、この1年の中で有給休暇をどのくらい取りましたか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 私自身のことでよろしいでしょうか。家庭の事情 もありまして、月1回ぐらいは取っていたと思います。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 月1回くらいで、大体12回くらい取ったかなということです。

それから、厨房の業務を来年度から業務委託するということで、面談が終わったものもあるし、進んでいるということです。これが民間になったら、面談はできていたけれども、今まではできてなかったということで、なぜできていなかったのかと思うのです。これをどのように捉えたらいいかと思ってお聞きします。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 答弁書の中での面談というのは、私たちではなくて、相手方の民間の業者と採用に向けた面談が進んでいるという内容でございまして、私たち

との面談は毎年やっていたと思います。今年できていたかどうかはちょっと分からないのですけれども、私自身は一人一人との面談はできていなかったと思います。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 素直にできていなかったと言われたので、トップになる中で、いろいろな方がいますし、時間帯もあります。できれば、いろいろな職員、確かに病院も含めて、職員はすごく多いと思います。そういう中で大変だと思うのですけれども、それをやらないと、その人方のお考え、また不満等が分からないと思うので、ぜひとも、やっていただきたいと。

それで、今回、民間のほうに厨房の職員の方々が移るわけですけれども、3月31日までは豊浦町の会計年度職員、または、パートであろうと職員ということです。この辺については、今日の3月9日まで有給休暇を消化していない職員はいるのでしょうか。いるとしたら、何名くらいいるのでしょうか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- ○国民健康保険病院事務長(高橋美香君) 平成31年から労働基準法が変わって、公務員も含 めて5日間の有給休暇を取らせなさいと法律は変わってはいるのですけれども、実際は取れて いないです。多い方で3日、少ない方ですと数時間というのが現状です。ここ数年、本当に慢 性的に人がいなくて、常に募集していても人が集まらないという中で、勤務時間は決まってい る、給食は提供しなくてはならない、1日に勤務する人数は何人で行わなければならないとい うところもあり、そこで人を1人ずつでも有給休暇を取らせて、もうちょっと長い時間とか休 日出勤はできないだろうかというお話もしたことがあるのですけれども、実際に、シフトの作 成というのは、本来はそうであってはいけないのですけれども、調理員の中でシフト勤務表を つくっていたという事実もございまして、昨年の2月か3月ぐらいからだったと思うのですけ れども、私のほうで、やまびこにいたときに、勤務表を通常の職員と同じような時間割で勤務 させるように、シフト表、勤務表の変更を行いました。その中で、毎月毎月の公休を当ててい くのも非常に人数が少ない中で難しいなと実感しながら、本人が希望する日についてはなるべ く休ませてあげましょう、それ以外、希望があれば有給休暇を取ってもいいですよということ でずっとやってきたつもりではあるのですけれども、1人休むとほかの人に迷惑がかかるから とか、途中で体調を崩して長期的に休まれた方もいたりということで、実際に有給休暇が取れ ていなかったのが事実です。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 今、聞いたでしょう。有給休暇を取らせないからそういうふうになるのですよ。法令に違反しているのですよ、あなた。法令に違反しているのですよ。私が聞くところによると、多い人で、1か月前に私が聞いたのは、40日取れてない。1年で20日ですから、約2年間くらい有給休暇を、土・日とかの休みではなくて、取れていないということです。これ大変なことですよ。

これが、来年度からとか、この間、事務長になられたというのであれば、もう頼みますよ、こういうことがあったから頼みますよと私は言いたいです。約1年前から事務長になられているのです。そうすれば、自分で月に1日は取っているのです。12回取っているのです。有給休暇について、自分は取りあえずいろいろ家庭の事情かもしれない、周りの人もみんな家庭の事情があるのです。調理員にも家庭の事情があるのです。これを取らせないというのは法に反しているでしょう。

それから、3月31日になって、今度は退職して、今度は民間に行きます、この一人一人にある有給休暇、権利を、今すぐ有給休暇を取ると言ったら足りなくなりますね。これみんなばた

ばたと休んで、明日からなんて言ったら、誰もいなくなるかもしれません。どうするつもりで すか。

〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。

○国民健康保険病院事務長(高橋美香君) 当然、おっしゃるとおりだと思います。そのように、全員が一旦3月31日で豊浦町職員を退職するわけですから、有給休暇を取得する権利は当然あると思います。その中で、給食を止めるわけにもいかないというところで、新たな委託する会社に、有給休暇を取らせなければいけないのでどうしたらいいでしょう、そちらで3月とか2月とか応援に入っていただくことはできないでしょうかというご相談もさせていただいた中で、3月であれば何とか応援することができるかもしれない。ただ、私は知らないと言えば語弊があるかもしれないですけれども、厨房職員は、病院職員とやまびこ職員と2パターンの雇用形態の人たちがいます。勤務表は1か所でつくっているのですけれども、やまびこの職員が3月で新しい会社に移籍しないで完全に辞めて、有給休暇を全部取得するからという話は聞いていなかったものですから、そうなると、当然、早い者勝ちではないかという話も私の耳に入ってきて、そこで聞いたらいいよということで、その方は2月いっぱいで辞めて3月全部休みます。そうなると、ほかの人たちがやはり取れなくなってしまう。

その中でどうしましょうということで、委託先の会社にもいろいろと相談した中で、支度金制度があるというお話をいただきました。どのようなものですかと聞いたところ、当然、出勤されないと、給食の提供ができないわけですから、その中で、個人の方たちとご相談して勤めていただけるのであればというか、その方たちが辞めてしまったらどうするのですかということになってしまうのですけれども、公務員という中で、労働基準法に規定されている部分は適用されないところがありますので、そこは本当にごめんなさいと言うしかないなというところで、職員に対しては申し訳ないというところでしかないのですけれども、新しい会社に移籍される方については、支度金で何とかやっていただくことになっております。

#### 〇議長(根津公男君) 勝木議員。

#### 〇4番(勝木嘉則君) 確認します。

その有給休暇の分は、支度金であろうと、次の4月からやられる民間の会社で買取のような 形で職員が言っていました。その有給は次の会社で買取をしてくれるのだと。私は、よかった ね、こんないいことはないねということでした。

これはあまり言いたくはないけれども、私は先生に聞きました。本人が納得してればそれでいいと。ただ、今まで取らせなかった。大変なことですよ、これは。管理ができていなかったのですよ、あなたは1年間。そういうことですね。違反していたのです、法令に。そうでしょう。本人が取りたいと言わなかったら、自分は月に1回取っていたけれども、ほかの人からは言われないから取らせなかったと。そうではないでしょう。取ってください。または、してくださいと言われるでしょう、普通は。ほかの職場の役場の人はそうですよ。言われていますよ。取ってください。私たちが大変なことになりますから、必ず取ってください。いつの時間に取りますか。忙しくない日程の中または月の中で取ってくださいよと言われていたでしょう、今まで。そうしていたら、こんなふうになりませんよ。これは大変なことですからね。覚えていてください。

ただ、次の民間の会社が買い取ってくれる、本人方が納得してと。言ってみれば、それで放棄したということですからね。本人方が取れないからこれを訴えるよ。いろいろな場所で訴えるよと言ったら、これ大変なことですよ。明日の一面、今日のほかにまた明日に出ますよ。そういうふうになったら大変ですよ、これは。

私は、この際にここだけはきちんと言っておきます。

次に、また言います。

4番目に挙げていますけれども、次に民間に移転する会社はどんな会社なのか、そして、ど ういう契約をしているのかと思います。ここに書いていました。

ここにおいて、12月26日にプロポーザルをやりました。728点中、この次のやる業者と私は11月に言っていましたね。この業者になるということを聞いていますと言っています。

これは偶然になったのです。728点中510点で、次の業者が728点中506点の4点差ということになっているわけです。

まず、私は議長にお諮りしたいと思うのですけれども、この契約書、町との契約書がどういうふうになっているかということに対しての契約書の写しを要求できますか。要求できるのであれば、議長から取り計らいをお願いします。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長、できるということですか。
- 〇国民健康保険病院事務長(高橋美香君) はい。
- ○議長(根津公男君) できるということでございますので、後ほど提出させていただきます。
  勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** もう一つは、ここにおいて業務契約する中で、会社の定款。会社の決算書と、登記簿謄本写しと、もちろん貰っていますよね。これを多分出すのは、もちろん何かあったら困るので、閲覧させていただくということはできますか。

議長のほうから、閲覧がもしできるのであれば、要求をお願いします。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** プロポーザルの書類ということですので、多分、 大丈夫だと思うのですけれども、確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょう か。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) これは、プロポーザルではなくて、契約をするときに、必ず、副長は責任者で分かっていると思うのですけれども、そのような契約の中では必ず出さなくてはならないと、副町長、そうなっていますね。だから、あると思うのです。それを見せる、見せないは別にして、登記簿を、しなかったらいいです。これは私たちが取れますから、300円を出せば自由に登記簿謄本を取れます。会社のです。出したくないというのなら、私が取ってもいいです。決算書、どういう決算になっているかと思いましてね。本当に間違いなく、これを4月からは出してくれると言っていますが、本当にやるのか。それだけの決算の中で出せるだけの余力があるのか、私は見なくてはならないのです。

まずは一つ、今言っていたこの中での審査委員会の名称、豊浦町国民健康保険病院等給食業務委託事業審査委員会とは、どういう人たちで構成されているのか。個人名はいいですが、どういう人たちで構成されているのか、分かる範囲内で教えていただけますか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 審査員は8名でございます。その中で、病院とやまびこのそれぞれの管理者、施設長、師長、管理栄養士、事務長で、医者が2人、看護師が2人、管理栄養士が2人、事務職が2人の8名の構成になっております。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** そういう中で、次の業者に、今言っていた有給休暇を取るとなると変になる。私、今日の朝、この会社の口コミを、もちろんきちんとこの審査の中で見ていますね。

この口コミの中でどういうような口コミがあって、5点中、この業者は2.4です。また違うのを見ていても、次点の業者が3.9です。いろいろなことが書いてあるのです。よい点、悪い点と。もちろん全部が全部悪いと書いているものはないです。中には、いいよ、資格も取れていいよと。資格は取れるのです。3年以上で取れるというか、自分で努力して受けなくてはならないですけれどもね。そういうことがあります。本当にここに行ったら大変だ、ブラック企業ですと書いているものもあります。こういうものも全部、言ってみれば、今までのことを見たりしながら、これは審査という点数の中に入れたのですか。お伺いします。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- ○国民健康保険病院事務長(高橋美香君) ロコミ等は審査対象にはしておりません。当日のプレゼンと試食ということで、まずは試食を行った上で、各業者からの提案書が事前に出ていますので、そちらを皆さんにお配りして一通り目を通していただけますか。当日は、抜粋版のプレゼンテーションの資料と投影したもの等も含めまして、それぞれの業者のいいところ悪いところを当然おっしゃっておりましたし、私たち審査員からも、ここの部分はどうなのでしょう、これは対応できますかという質問等も含めて、大体20分程度でプロポーザルを行った結果でございますので、ごめんなさい、口コミ等は審査対象に入れておりませんで、目を通しておりませんでした。
- ○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時07分再開 午後2時20分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 勝木議員の一般質問を再開いたします。 勝木議員。

- **○4番(勝木嘉則君)** 私もいろいろ言いました。次にやっていただける、民間の業者がこの中でまずは1年やってもらって、それで評価したいと思います。しっかりと働く人たちも、もう民間だから関係ないよではなくて、もしいろいろ不満があったら、その不満を聞いて業者さんに言って円滑にやっていただきたいと思うのですけれども、その辺について約束できますか。
- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** できるだけ努力したいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) まず、前向きな答弁がありました。 これで3点目は終わって、次は4点目です。

60床の病棟があって、今は約20床くらい入っていたということで、今後はこれを満床にしなくてはならないのです。前に事務長がおっしゃられた中では、早く改装をしてください。豊浦町、早くして、そうすると、ばんばん人が来るのかなと思うのですけれども、これにおいて、この文章から答弁書から見ると、一歩も二歩も下がったような答弁書ですけれども、これはどのように、今年は来年度の準備期間になっていますけれども、私は20床が40床、50床くらいまでなるという気がするのですけれども、この辺についてはどのように解釈したらよろしいですか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **〇国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 後ろ向きな答弁と思われても仕方がないのですけ

れども、まず、令和4年から病院改革プランが始まりまして、今年度については、改革プランを推進するに当たってどういうふうにしていくかということを具体的に練っていて、具体的なものを実行するために令和5年度に予算づけをする、そこがリハビリ室の改修であったり、職員の採用になります。物品についても、昨年の12月に補正をさせていただきまして、リハビリの物品等も大分そろってきました。その中で、いきなり50人というのは紹介もないのでなかなか難しいのですけれども、一つだけ言えることは、昨年度、令和3年度までは、ほかの病院から患者の紹介はありませんでした。ただ、今年度令和4年度になってから、今までに約30件の紹介がありまして、この病院改革プランはこのようにやっていくのだということが、病院全体の中で、研修会も最初の頃はしていなかったものですから、浸透していないというところもあって、なぜ豊浦の町民ではないのに受けなければ駄目なのだとか、いざこざという言い方はおかしいですけれども、理解がされなくて、結局のところ、18名ぐらいの紹介の入院がございました。

今回、クラスターになってしまいましたが、その直前までは7人、私どもの病院の入院待機がありまして、そういう中で、今年の4月から療養に変わるというところで紹介患者も増えてきて、増えてきても職員がいないと受け入れられないところもございまして、先ほども申しましたが、介護職員はもう1名必要であるということです。やはり、療養病床になっていくということになりますと、寝たきりの患者だけではなくて、認知症の患者とか、動き回る患者ということになりますと、今、夜勤体制も3名で行っておりますが、4名体制で行っていくとか、そういうところを準備している最中で、令和5年度4月のクラスターが明けたら、紹介も今は待っていただいている状況もございますので、何とか予算、令和5年度、次年度の目標は40でありますので、そこに近づけるように、ほかの病院との連携もかなりできておりますので、何とか早急に満床になればいいなと思いますけれども、自分だけではどうにもならなく、患者をそこら辺から連れてくるわけにもいきませんので、ほかの病院、施設とも連携しながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

#### 〇議長(根津公男君) 勝木議員。

○4番(勝木嘉則君) 先ほど私が冒頭で言いましたけれども、1,100万円の厨房費を出していて、人も多く入れています。そして、病院の中を直しているし、器具も買っているということで、すごく投資をしているのです。私たち民間がそういうことをするとなると、それこそ、3年とか5年とかではなくて、すぐにでも、1年くらいの間にでも、まずは何とか少しでも回収していこうと考えてやります。

今、40名ではなくて、50名でも、結果的には40名になるかもしれません。なるべく入れて黒字経営にしてほしいということですが、その中で忘れてはいけないのは、豊浦町の病院ということで、町民の皆さんにも、利便性のある病院であってほしいと思っています。

最後に1点、2点聞きたいと思います。この中で、令和3年度の国が示した経営のガイドラインとありましたが、簡単に教えていただけますか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 正直なところ、しっかり勉強できてなくて何とも言えないのですけれども、今までの改革プランよりも経営指標の部分できちんと黒字化されるとか、お金の換算とか、そういうところにもう少し力を入れてきちんと見直しをしなさいということだったと理解しておりますが、間違っていたらすみません。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** クラスターもあり、4月から変わるということで大変なのは分かりま

す。こういうふうに書いたら私も聞かざるを得ないのです。書いていなかったら、自分で調べてくるかどうか分かりませんけれども、書いていてこうだなとなったら、では、どうするのかということです。再検討すると最後のほうに書いてありますが、いつ再検討するのでしょうか。これくらいは回答を用意していると思うのです。再検討というのはいつぐらいにするのか教えていただけますか。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** このガイドラインの策定は令和5年度中ということになっておりますので、令和5年度内で早急に検討して、病院運営検討委員会にも諮ってやっていくことでございますので、令和5年度中と考えております。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** 今の答えで分かりました。ですが、少しでも早くに黒字化するように、 町長があなたを事務長に選んだということは、それだけ町長は期待していて、大丈夫だろうと 思って任命していると思いますので、その期待に応えるように、一刻も早く黒字化をお願いし たいと思います。

いろいろ生意気なことも言いましたけれども、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(根津公男君) 勝木議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

初日に口頭で告知したとおり、議案第3号から議案第18号までの16議案に議案第27号を加えた17議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置されましたので、明日3月10日午前10時より、議事堂において予算審査特別委員会を開催いたします。なお、当日は委員会条例第7条第2項の規定により、出席委員中の年長委員が臨時委員長として予算特別審査委員会の委員長互選の職務を行うことになります。

なお、委員長等の互選後に総括質問を行う予定としておりますので、申し添えておきます。

#### ◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月9日

議長

署名議員

署名議員